

豊川市保育必要性の認定に 関する基準（案）について

平成26年7月15日（火）
豊川市 子ども課

1 保育の必要性の認定について

(1) 概要

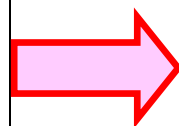
子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付（施設型給付、地域型保育給付）を支給する仕組み

保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分、③「優先的利用」（ひとり親家庭や虐待のおそれがあるケース等）について、基準を設定

(2) 「事由」について

保護者に求める保育の必要性の認定の事由を設定

現行の「保育に欠ける」事由
以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。
① 昼間労働することを常態としていること。（就労）
② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（妊娠、出産）
③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。（保護者の疾病、障害）
④ 同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること。（災害復旧）
⑥ 前各号に類する状態にあること。（その他）



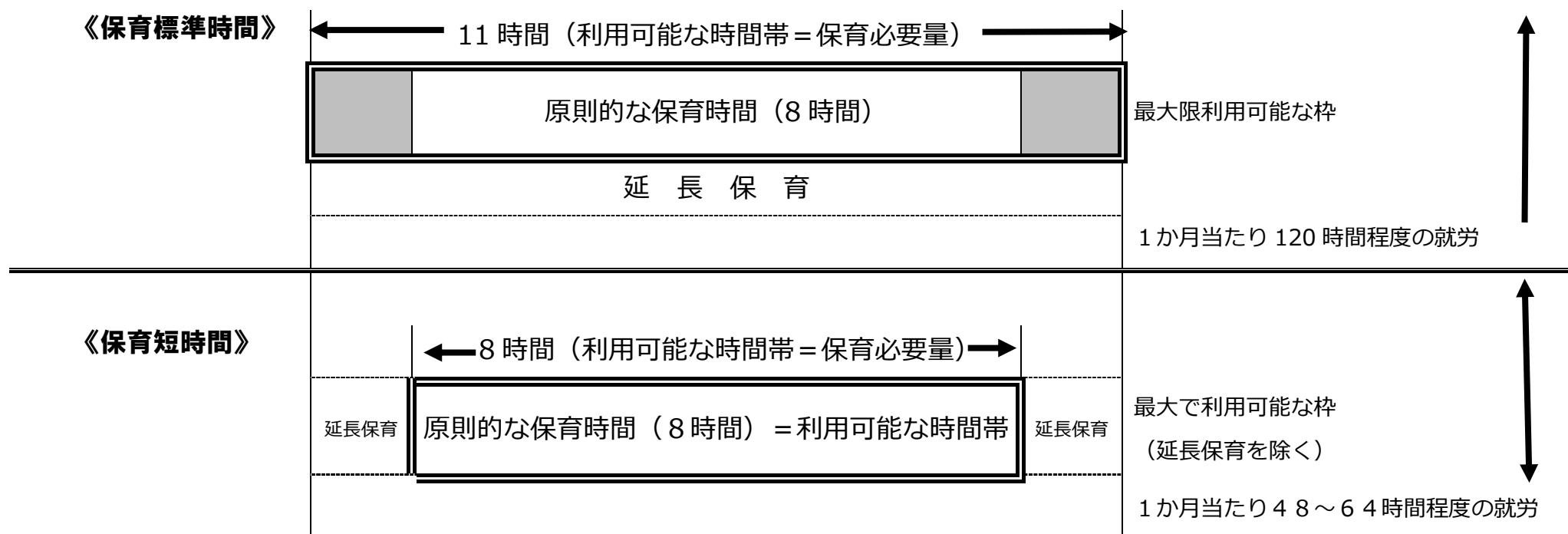
《子ども・子育て支援法施行規則》 新制度における「保育必要性」の事由
以下のいずれかの事由に該当すること <u>同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</u>
① 就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
② 妊娠、出産
③ 保護者の疾病、障害
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
⑤ 災害復旧
⑥ <u>求職活動</u> 起業準備を含む
⑦ <u>就学</u> 職業訓練校等における職業訓練を含む
⑧ <u>虐待やDVのおそれがあること</u>
⑨ <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u>
⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(3) 「区分」について

保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員の配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイム就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定

この2つの区分の下、保育必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定

【保育必要量のイメージ】



【現行】保育の実施基準（「保育に欠ける」事由）

※ 保護者及び4月1日現在で64歳以下の同居親族のすべての方が、次の事由を満たすこと。

	区 分		実 施 基 準	備 考
1	居宅外労働		月15日以上かつ昼間1日4時間以上の勤務をしている	
2	居宅内労働 （自宅内の生活スペースと同じ場所で従事する労働《内職、生活スペース内で従事する自営業》）		月15日以上かつ昼間1日4時間以上の勤務をしている	対象：3歳児以上
3	出産		産前8週間の期間内、産後8週間を経過する日の属する月の末日までの期間内である	
4	保護者の病気、障害	入院	入院中である	※
		通院	おおむね月10日以上通院をしている	※
		障害	① 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている ② 身体障害者手帳4級以上の交付を受けている	※
5	同居親族の介護	入院付添	おおむね月10日以上付添をしている	※
		自宅看護	常時看護をしている	※
		通院看護	常時通院の付添又は介護をしている	※
6	災害復旧		震災、風水害、火災等災害の復旧に当たっている	保育実施期間：災害復旧に当たっている期間
7	その他	① 職業訓練校又は大学等に通学している		保育実施期間：通学期間内又は当該年度の3月末日までの、どちらか短い期間
		② 市外の療育施設への送迎を常時行っている		※
		③ 求職活動を行っている		保育実施期間：3か月
		④ その他上記に類すると市長が認める場合		

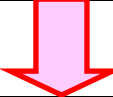
※ 保育の実施期間は、当該年度の3月末日まで

【現行】保育実施基準の特例等

	区 分	実 施 基 準	備 考
1	虐待やDVのおそれがあること	児童福祉法第26条第1項第4号の規定に基づき、児童相談所長から「保育の実施等が適当であると認める」旨の報告又は通知があった場合	
2	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	【育児休業に伴う入所の取扱いについて（平成14年2月22日付け雇児保発0222001号） 家庭での保育は子どもの育成の上で重要なことであるが、保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前、既に保育所へ入所していた児童については、下記に掲げる場合等児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないものである。 ① 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合 ② 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合	対象：2歳児以上

2 支給認定基準と認定区分の関係について

	保育必要性 な し	保育必要性 あ り
3 歳以上	<u>教育標準時間認定（＝1号認定）</u> 【利用する教育・保育事業】 ・ 幼稚園 ・ 認定こども園（幼稚園部分）	<u>保育認定（＝2号認定）</u> 【利用する教育・保育事業】 ・ 保育所 ・ 認定こども園（保育所部分）
3 歳未満	<u>認定なし</u> 【利用する教育・保育事業】 なし	<u>保育認定（＝3号認定）</u> 【利用する教育・保育事業】 ・ 保育所 ・ 認定こども園（保育所部分） ・ 地域型保育事業



保育短時間 1日、最大8時間の 保育利用が可能	保育標準時間 1日最大11時間の 保育利用が可能
--------------------------------------	---------------------------------------



「就労の下限時間」の設定が必要となる。

3 「（仮称）豊川市保育の必要性の認定に関する基準」骨子（案）

《基本的事項》

保育の必要性の認定については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）において具体的に規定されているため、必ずしも市町村において条例化する必要はありません。

なお、「48～64時間の範囲内で市町村が定める下限時間」（最大で10年間の経過措置あり）については、規則で定める必要があります。

また、利用調整（優先利用）については、国の子ども・子育て会議で示された項目をもとに、優先利用の検討を行い、利用調整に当たっての優先度その他のルールをガイドラインや内規等で定めます。

項 目	国 基 準	市基準（案）	市の考え方
保育必要性の事由	【保護者の事由】 ① 就労 ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障害 ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動 ⑦ 就学 ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	国基準どおり	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に具体的に規定されているため、条例化はしない。《23頁参照》

項 目	国 基 準	市基準（案）	市の考え方
	【同居親族等の事由の考慮】 新制度では、保護者本人の事由により判断することを基本とする。 その上で、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能とする。	国基準どおり	国基準のとおり保護者本人の事由を基本とすることが現在の社会情勢を鑑みると妥当であり、その上で、同居親族等の手助けを得られる者とそうでない者に優先度の差異を設けることが妥当であると考え。 ガイドライン又は内規等で定める。
区分・必要量	【区分 保育標準時間・保育短時間】 新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した保育認定と、主にパートタイムを想定した保育認定を行い、大括りな2区分とする。 具体的には、両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した「保育標準時間（利用）」と両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した「保育短時間（利用）」の2区分とする。	国基準どおり	具体的には、両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した「保育標準時間（利用）」、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した「保育短時間（利用）」の2区分とする。

項 目	国 基 準	市基準（案）	市の考え方
区分・必要量	【就労下限時間】 《保育標準時間》 「保育標準時間」の就労時間の下限は、1週間当たり30時間程度とすることを基本とする。 《保育短時間》 「保育短時間」認定に係る範囲については、フルタイム就労者が週5日としていることが一般的、1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であることを踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定し、1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。	「保育標準時間」の就労時間の下限は、1週当たり30時間とする。 「保育短時間」の就労時間の下限は、月15日以上かつ1日4時間以上で、かつ月60時間以上とする。	現行制度での就労下限時間は、1日4時間以上かつ1か月15日以上（1か月60時間以上）としている。 一時預かり事業との兼ね合いを考慮した結果、月15日以上かつ、1日当たり4時間以上で、かつ1か月当たり60時間以上とすることが妥当と考える。 規則で定める。

項 目	国 基 準	市基準（案）	市の考え方
優先利用	① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等） ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨ その他市町村が定める事由	国基準どおり	国基準どおりとすることが、児童福祉、子育て支援並びに女性の就労支援に資すると考える。 ガイドライン又は内規等で定める。

4 保育の必要性の認定の対応方針（運用：ガイドライン又は内規等）

区分	対応区分	現 行	対 応 方 針（案）	備 考
事由	同居親族による保育	4月1日現在、64歳以下の同居親族を含めて判断	保護者本人の認定申請の際に確認 市町村の判断により優先度の取扱いを考慮することが可能（高齢や要介護などの同居親族の心身の状況も併せて考慮する）。	優先度の取り扱いについてポイント制を導入
	就労	昼間、居宅外で月15日以上、かつ、1日4時間以上労働している。	1日当たり4時間以上、かつ月15日以上で、かつ、月60時間以上、労働をしていること。 居宅外とは、事業のため、自宅内の生活スペースと明確に分離している部屋を含む（内職は該当しない）。	インターン（実習）についても、その具体的な態様・期間に応じて該当するものとして認定（一時預かりでの対応を含めて考慮）
		昼間、自宅内の生活スペースと同じ場所で月15日以上、かつ、1日4時間以上労働している。 対象：満3歳以上の子ども	昼間、1日当たり4時間以上、かつ月15日以上で、かつ月60時間以上、労働をしていること。 対象：満3歳以上	
	妊娠・出産	期間：産前8週前の日の属する日の翌月の初日（当該日が初日のときはその日）から産後8週間を経過する日の属する月の末日まで	現行どおりの対応	

区分	対応区分	現行	対応方針（案）	備考
事由	保護者の病気、障害	入院中であること。 期間：当該年度3月末日まで	利用期間を除き、現行どおり 利用期間：事由に該当しなくなった日の属する月の末日まで（有効期間は、現行どおり）	保護者の健康状態に留意する必要がある。
		おおむね月10日以上通院をしていること。 期間：当該年度3月末日まで	利用期間を除き、現行どおり 利用期間：事由に該当しなくなった日の属する月の末日まで（有効期間は、現行どおり）	保護者の健康状態に留意する必要がある。
		精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は身体障害者手帳4級以上を所持していること。 期間：当該年度3月末日まで	現行どおり	
	同居親族又は長期入院等している親族の介護、看護	おおむね月10日以上入院付添をしていること。 期間：当該年度3月末日まで	利用期間を除き、現行どおり 利用期間：事由に該当しなくなった日の属する月の末日まで（有効期間は、現行どおり）	付添終了後の自宅介護などに配慮する必要がある。
		常時自宅看護をしていること。 期間：当該年度3月末日まで	利用期間を除き、現行どおり 利用期間：事由に該当しなくなった日の属する月の末日まで（有効期間は、現行どおり）	被看護者及び看護者の状態に配慮する必要がある。
		常時通院の付添又は自宅介護をしていること。 期間：当該年度3月末日まで	通院付添のみの場合は、月15日以上 常時自宅介護の場合は、被介護者が、日中、介護サービスを受けるために自宅を空ける日が、おおむね15日以上かつ1日当たり4時間以上であること。 利用期間：事由に該当しなくなった日の属する月の末日まで（有効期間は、現行どおり）	被付添者、付添者、被介護者、介護者の状態に配慮する必要がある。
	災害復旧		災害復旧については、柔軟に対応する。 災害復旧ボランティア活動については、一時預かりで対応する。	

区分	対応区分	現行	対応方針（案）	備考
事由	求職活動	期間：3 か月を限度 対象：満3 歳以上の子ども	・求職活動に起業準備を含むものとし、年齢、期間ともに現行と同じ満3 歳以上、3 か月間を限度とする。	
	就学	期間：通学期間内又は当該年度の3 月末日までの、どちらか短い期間	・職業訓練校等における職業訓練は、現行でも運用 ・期間は、現行と同じとする。	
	虐待やDVのおそれがあること		虐待、DVなどの子どもを取り巻く環境に着目し、要支援家庭の子どもに対する保育の提供体制の確保を進める。	子どもの状況によっては、3 歳児以上は加配保育とする。
	育児休業取得時の継続利用	対象：満2 歳児以上	・育児休業を取得した場合、育児休業を取得する前に既に利用していた児童は、保護者の希望や地域の実情を踏まえた上で ① 小学校入学など、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合 ② 保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合 など、児童福祉の観点から必要と認めるときは、継続利用を可能とする。 ・育児休業を取得前に利用していたケースで、いったん利用をやめ、育児休業復帰に伴い再利用する場合は、優先利用の枠の中で対応する。	2 歳児の継続利用は、保護者の健康状態等に留意した対応を基本とすること。

区分	対応区分	現 行	対応方針（案）	備考
区分・保育 の必要量	保育標準時間、 保育短時間の区分	—	区分は、子どもへの保育が細切れにならないよう、また、保育士の配置上の対応を円滑にするため、大括りの2つの区分とする。 ① 保育標準時間（フルタイム就労） 就労時間の下限は、1週間当たり30時間程度を基本とする。 ② 保育短時間（パートタイム就労） 就労時間の下限は、1日4時間以上、かつ、月15日以上で、かつ月60時間以上とする。	就労時間の下限は、現行運用に鑑み、既に保育所を利用している子どもに大きな影響を与えないように1月当たり60時間とする。 保育標準時間は、1週間当たり30時間（1日6時間以上）で調整する。
	保育必要量 （日数）	年間開所日数： 約 300 日 休業日： 日曜日、祝日、 1/2・1/3・12/29 12/30・12/31	保育必要量は、給付の支給対象として、保護者の就労状況等に応じて利用することが可能な最大限の枠として設定し、施設・事業者においては、利用定員に対応した体制をとることができることとする。 年間の日数の枠としては、現行どおりとする。	
	保育必要量 （時間数）	保育時間 8:00～16:00 開所時間 月～金曜日 7:30～18:00 7:30～19:30 土曜日 7:30～14:00	「保育標準時間」「保育短時間」の区分に応じて、次のとおりとする。 ① 保育標準時間利用の保育必要量としては、現行の延長保育を含む開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとする。 ② 保育短時間利用の保育必要量としては、原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとする。 ③ 土曜日については、現行どおりとする。	

区分	対応区分	現 行	対応方針（案）	備考
区分・保育 の必要量	就労以外の事由の 場合の利用区分	—	・「同居又は長期入院等している親族の介護・看護」は、必要な時間が異なるため、保育標準時間、保育短時間の区分を設けることを基本とする。 ・「妊娠、出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」のような事由については、保育標準時間の一区分とし、利用者負担も所得の状況に応じ、保育標準時間の利用者負担とする。	
優先利用	ひとり親家庭、虐待のおそれがあるケースなど、優先利用の認定方法	優先度基準表 15～17頁参照	・利用申込み数の状況、予測可能な個別ケースごとの対応等を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。 ・優先的な受入れが機能するように、施設・事業所の受入れ態勢を確認し、子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の提供体制を着実に確保していく必要がある。 ・虐待やDVのおそれがあるときなど社会的養護が必要な場合には、児童福祉法第24条第5項に基づく措置制度を合わせて活用していく。 ・適用される子ども・保護者の状況など、多くの異なるケースが想定されるため、運用面の詳細を含め、市において、それぞれ検討し、運用をしていく。	優先度の取扱いについて、現行のポイント制を見直し、「保育必要性の認定に伴う優先利用選考基準指数表」（（案）イメージ19～22頁参照）を作成

【現行】 保育所入所選考指数表（１／３）

区 分			細 目		指 数	
就 労	居 宅 外	常 勤	月 2 0 日 以 上 の 就 労	日 中 7 時 間 以 上 の 勤 務	2 0	
				日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 勤 務	1 5	
			月 1 5 日 以 上 2 0 日 未 満 の 就 労	日 中 7 時 間 以 上 の 勤 務	1 5	
				日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 勤 務	1 0	
		常 勤 以 外	月 2 0 日 以 上 の 就 労	日 中 7 時 間 以 上 の 勤 務	1 8	
				日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 勤 務	1 3	
	月 1 5 日 以 上 2 0 日 未 満 の 就 労		日 中 7 時 間 以 上 の 勤 務	1 3		
			日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 勤 務	8		
	居 宅 内	中 心 者	月 2 0 日 以 上 の 就 労	日 中 7 時 間 以 上 の 勤 務	2 0	
				日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 勤 務	1 5	
			月 1 5 日 以 上 2 0 日 未 満 の 就 労	日 中 7 時 間 以 上 の 勤 務	1 5	
				日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 勤 務	1 0	
		協 力 者	月 2 0 日 以 上 の 就 労	日 中 7 時 間 以 上 の 勤 務	1 8	
				日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 勤 務	1 3	
			月 1 5 日 以 上 2 0 日 未 満 の 就 労	日 中 7 時 間 以 上 の 勤 務	1 3	
				日 中 4 時 間 以 上 7 時 間 未 満 の 勤 務	8	
		内 職	月 1 5 日 以 上 の 就 労	日 中 4 時 間 以 上 の 勤 務	5	
出 産			産 前 ・ 産 後 と も に 8 週 ず つ の 期 間		1 5	
病 気 ・ 負 傷			入 院 中		2 0	
			居 宅	常 時 病 臥	2 0	
				精 神 性 ・ 感 染 症 疾 病	1 8	
				常 時 安 静 を 要 す る	1 0	
				一 般 療 養 中	5	

【現行】 保育所入所選考指数表（2/3）

区 分		細 目		指 数
障害	身体障害者手帳 1・2 級（聴覚障害 3 級を含む）、療育手帳 A～C 判定、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級			2 0
	身体障害者手帳 3 級（聴覚障害 3 級を除く）			1 0
	身体障害者手帳 4 級			5
介護・看護	自宅	重度心身障害者等の介護を常態とする		2 0
	通院・通所	週 3 日以上（4 時間以上）を常態とする		1 0
	入院・入所	週 3 日以上（4 時間以上）を常態とする		8
災害		火災等による家屋の損傷その他災害復旧にあたっている場合		2 0
就労 予定	常勤	月 2 0 日以上（就労）	日中 7 時間以上の勤務	1 4
			日中 4 時間以上 7 時間未満の勤務	1 0
		月 1 5 日以上 2 0 日未満（就労）	日中 7 時間以上の勤務	1 0
			日中 4 時間以上 7 時間未満の勤務	7
	常勤以外	月 2 0 日以上（就労）	日中 7 時間以上の勤務	1 2
			日中 4 時間以上 7 時間未満の勤務	9
		月 1 5 日以上 2 0 日未満（就労）	日中 7 時間以上の勤務	9
			日中 4 時間以上 7 時間未満の勤務	5
就学		学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に通っている場合		就労に準じる
		学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に合格し、通学を予定している場合		就労予定 に準じる
その他		上記各分類番号に掲げるものの外で明らかに保育にあたれない場合		就労に準じる

【現行】 保育所入所選考指数表（3/3）

《調整指数》

区 分	指 数
母子・父子世帯またはこれらに準ずる世帯（祖父母同居なし）	2 4
母子・父子世帯またはこれらに準ずる世帯（祖父母同居あり）	2 3
母子生活支援施設入所者	5
生活保護法適用世帯	2
希望する保育園に既に兄弟姉妹が入所している場合	1
他園に入所している場合（希望園に兄弟姉妹が入所している場合）	△ 3
他園に入所している場合（希望園に兄弟姉妹が入所していない場合）	△ 1 0
正当な理由なく保育料を納期限から3か月以上滞納している世帯（卒園者を含む）	△ 2 0
その他社会福祉事務所長が特に必要と認める場合	1 5

保育必要量の認定に伴う優先利用 選考基準指数表（案） イメージ （1/4）

番号	事 由		細 目		基本指数	備 考
1 - 1	就労	居宅外労働	週5日以上 月20日以上 月60時間以上	7時間/日以上労働を常態		
				6時間/日以上7時間/日未満の労働を常態		
				5時間/日以上6時間/日未満の労働を常態		
				4時間/日以上5時間/日未満の労働を常態		
			週5日未満 月15日以上 月60時間以上	7時間/日以上労働を常態		
				6時間/日以上7時間/日未満の労働を常態		
				5時間/日以上6時間/日未満の労働を常態		
				4時間/日以上5時間/日未満の労働を常態		
1 - 2	就労	居宅内労働	週5日以上 月20日以上 月60時間以上	7時間/日以上労働を常態		
				6時間/日以上7時間/日未満の労働を常態		
				5時間/日以上6時間/日未満の労働を常態		
				4時間/日以上5時間/日未満の労働を常態		
			週5日未満 月15日以上 月60時間以上	7時間/日以上労働を常態		
				6時間/日以上7時間/日未満の労働を常態		
				5時間/日以上6時間/日未満の労働を常態		
				4時間/日以上5時間/日未満の労働を常態		
2	出産・妊娠	内職	月15日以上 月60時間以上	日中4時間以上の労働を常態		
		産前8週に当たる日の翌月の初日から産後8週に当たる日の月の末日				

保育必要量の認定に伴う優先利用 選考基準指数表（案） イメージ （2/4）

番号	事 由		細 目			基本指数	備 考	
3	保護者の疾病・ 障害	疾病	入院 1 か月以上（予定を含む）					
			居宅	常時病臥				
				精神性	精神障害者保健福祉手帳 3 級以上			
					上記以外の程度			
				感染症疾病				
				一般療養	常時安静を要する常態			
			通院加療を要する常態					
		障害	身体障害者手帳 1 ・ 2 級（聴覚障害 3 級を含む）、療育手帳 A ～ C 判定 精神障害者保健福祉手帳					
			身体障害者手帳 3 級（聴覚障害 3 級を除く）					
			身体障害者手帳 4 級					
4	同居又は長期入 院等をしている 親族の介護・看 護	介 護 ・ 看 護 （病院・施設 付添）	週 5 日以上 月 2 0 日以上 月 6 0 時間以上	6 時間/日以上 の付添を常態				
				4 時間/日以上 6 時間/日未満の付添を常態				
			週 5 日未満 月 1 5 日以上 月 6 0 時間以上	6 時間/日以上 の付添を常態				
				4 時間/日以上 6 時間/日未満の付添を常態				

保育必要量の認定に伴う優先利用 選考基準指数表（案） イメージ （3/4）

番号	事 由	細 目	基本指数	備 考
4	同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護	自宅介護・看護	重度心身障害者等の全介護が必要	
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴）が必要	
			上記以外の介護（自宅外介護を含む）が必要	
		送迎	病院、療育施設等への送迎 送迎に要する時間が月15日以上日中4時間以上月60時間以上を常態	
5	災害復旧		火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため家庭で保育ができない場合	
6	求職活動		求職のため日中の外出を常態（起業を含む）	対象：満3歳児以上 期間：3か月
7	就学		日中、就学又は技術習得等のために家庭で保育ができない場合 （学校教育法に定める教育施設又は職業能力開発促進法に定める公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校）	居宅外労働を準用
8	虐待やDVのおそれがあること			
9	育児休業取得時の継続利用			
10	その他、明らかに家庭で保育ができないと認められる場合			

備考

- 1 保護者のそれぞれについて、基準指数を求め、合算して当該世帯の指数とする。
- 2 1日の労働又は介護・看護の時間は、月60時間以上72時間未満（休憩時間を除く）の労働又は介護を常態とする。【2号・3号認定 保育短時間】
- 3 1日の労働又は介護・看護の時間は、最低月72時間以上（休憩時間を除く）労働又は介護を常態とする。【2号・3号認定 保育標準時間】
- 4 労働又は介護・看護以外の事由については、原則、【2号・3号認定 保育標準時間】とする。

保育必要量の認定に伴う優先利用 選考基準指数表（案） イメージ （４／４）
《調整指数》

番号	条 件	調整指数	備 考
1	ひとり親世帯		
2	生活保護世帯		
3	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		
4	虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合（母子生活支援施設の入所を含む）		
5	子どもが中程度の障害を有する場合		
6	育児休業復帰		
7	希望する保育所等に既に兄弟姉妹（多胎児を含む）が利用している場合		
8	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童		
9	就労先の勤続実績が１年以上の場合		
10	就労先の勤続実績が６月以上１年未満の場合		
11	就労先の勤続実績が６月未満の場合		
12	保護者が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持し、労働を常態としている場合		
13	兄弟姉妹が利用している保育所等に転園する場合		
14	兄弟姉妹が利用していない保育所等に転園する場合		
15	同居の祖父母（４月１日現在で６４歳以下）が、心身ともに健康な状態で無職又は求職中である場合		
16	兄弟姉妹が保育所等の利用児童、又は利用していた児童で、正当な理由なく利用者負担を滞納しており、入金の確認ができない場合		
17	その他児童福祉の観点から特に調整が必要とされる場合		

【参考】子ども・子育て支援法施行規則

平成26年6月9日 内閣府令第44号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64条）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

- (8) 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

- (9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この府令は、法の施行の日から施行する。

（就労時間に係る要件に関する特例）

- 2 施行日から起算して10年を経過するまでの間は、第1号の規定の適用については、同号中「48時間から64時間までの範囲で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

【参考】子ども・子育て支援法（抄）

第2章 子ども・子育て支援給付 第3節 子どものための教育・保育給付 第2款 支給認定等

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

（1）満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

（2）満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

（3）満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（市町村の認定等）

第20条 前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行う。

3 市町村は、第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第1項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

5 市町村は、第1項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6 第 1 項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から 30 日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第 1 項の規定による申請をした日から 30 日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

（支給認定の有効期間）

第 21 条 支給認定は、内閣府令で定める期間（以下「支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（届出）

第 22 条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

（支給認定の変更）

第 23 条 支給認定保護者は、現に受けている支給認定に係る当該支給認定子どもの該当する第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、支給認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、支給認定保護者につき、必要があると認めるときは、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3 第 20 条第 2 項、第 3 項、第 4 項前段及び第 5 項から第 7 項までの規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに該当する支給認定子どもが満 3 歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

5 第 20 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項前段の規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 市町村は、第 2 項又は第 4 項の支給認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

（支給認定の取消し）

第 24 条 支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

（1）当該支給認定に係る満 3 歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

（2）当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

(3) その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

(都道府県による援助等)

第 25 条 都道府県は、市町村が行う第 20 条、第 23 条及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

(内閣府令への委任)

第 26 条 この款に定めるもののほか、支給認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第 9 章 罰則（抄）

第 84 条から第 87 条まで 略

第 88 条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第 13 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第 14 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、第 23 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 24 条第 2 項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。